

令和4年かすみがうら市教育委員会9月定例会 会議次第

日時 令和4年9月27日(火)
午前9時～
場所 あじさい館 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 報告第 7号 かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - (2) 議案第32号 押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について
 - (3) 議案第33号 押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示について
 - (4) 議案第34号 押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年かすみがうら市教育委員会9月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和4年9月27日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時05分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 田澤高保(教育長職務代理者)
委員 中島和彦
委員 坂本雅子
委員 梶本 梓
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 坂本重男
学校教育課長 仲澤 勤
生涯学習課長 齊藤 健
スポーツ振興課長 由波大樹
教育指導室長 奥沢哲也
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当 永谷 恵(書記)
- 6 議題
 - (1) 報告第7号 かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - (2) 議案第32号 押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について
 - (3) 議案第33号 押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示について
 - (4) 議案第34号 押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について
- 7 その他
- 8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思います、令和4年9月1日付で井坂教育長が就任されましたので、会議に先立ちまして、教育長よりごあいさつをいただきたいと思います。

教育長 おはようございます。
9月1日付で教育長に就任しました、井坂庄衛でございます。どうぞよろしく願いいたします。
私は教員として40年、教職に携わってまいりました。その間、茨城県教育委員会をはじめとする教育行政に、約12年関わってまいりました。その経験を活かして、かすみがうら市の将来を担う子ども達のために、そして生涯学習推進のために、精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございました。
それでは以降の議事進行について、教育長をお願いいたします。

教育長 それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和4年かすみがうら市教育委員会9月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました8月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただきます。
なお、教育委員会ホームページへの会議録掲載にあたり、これまで発言した委員の名前は特定されない形にしてから掲載していましたが、外部に対する会議の透明性を高める観点から、発言のあった委員名についても今後公開することとしたいと思いますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、今後そのようにいたします。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき9～10月の教育長動静について報告)

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 特にごございませんか。
それでは議事に入る前に、令和4年かすみがうら市議会第3回定例会に

において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いいたします。

教 育 部 長

別冊の資料をご覧ください。

令和4年かすみがうら市議会3回定例会における一般質問及び答弁内容について、ご報告いたします。

まず、1の会期は、8月30日から9月21日までの23日間でした。

次に、2の本会議の状況でございます。

(1)の発言通告の状況は、全体で8名の議員であり、その内、教育行政に係る発言通告が5名の議員からありました。

(2)の通告者及び質問主題につきましては、佐藤文雄議員の、「義務教育は無償」に関わって保護者負担の解消について」から、金子遥議員の「部活動地域移行の現状と今後の方針について」までの5項目でございました。

(3)質問及び答弁の要旨でございますが、答弁要旨については、ほぼ原文を記載しております。主な点について報告いたします。

まず、アの佐藤文雄議員からの質問では、2点の質問要旨があり、1点目は、「小中義務教育学校の給食費の無償化について、問う。」という質問です。

答弁としては、過去の答弁同様、安定的な財源確保という面で難しい状況に変わりはありませんが、オーガニック給食の提供など「給食の安定提供・質の向上」を図るための助成などについて、検討をしていきたい旨を答弁いたしました。

2点目の、「小中義務教育学校の教材費の保護者負担の解消について、問う。」という質問に対しては、学校給食の無償化と同様に、財源の確保と負担という面で、難しい状況と考えていますが、ICT化の進展による教材活用の変化など社会情勢をふまえつつ、保護者負担の軽減につながる支援策を調査・研究していきたい旨を答弁いたしました。

次に、イの吉村慎治議員からの質問では、4点の質問要旨があり、1点目は、「下稲吉中地区公民館の施設の状況」についての質問です。

答弁としては、条例上、公民館としての専用の施設は無く、「わかぐり運動公園体育館」に暫定的に施設を位置付けている状況であり、今後は、「公共施設等マネジメント計画実行計画」で、「働く女性の家」に公民館事務所の機能配置移転等が検討されていることから、関係部署と情報共有及び連携した対応をしていきたいと考えている旨を答弁としました。

3ページから4ページにかけては、2点目の「社会教育法を踏まえた施設の状況」、3点目の「全国の公民館数を踏まえた現在の状況」、4点目の「拠点となる施設のない状況」についての質問は、拠点となる施設がないことに関する質問であり、答弁は、同じような内容となっております。下稲吉中地区公民館においては、拠点となる施設がないことから、講座等の事業について他の施設を利用するなどご不便をおかけしていると認識しており、今後は、1点目同様、関係部署と協議しながら建物を含めた様々な課題を協議検討して参りたいと考えている旨を答弁いたしました。

次に、ウの櫻井繁行議員からの質問では、3点の質問要旨があり、1点目は「筑波山地域ジオパークの構成市との連携、本市の取り組み及び推進事業」についての質問です。

答弁としましては、本市でも関連講座や教室の開催、グッズや資料の配布などを行い、小学校への出前授業に取り組んでいること。今後は、令和6年度に行われる再認定審査に向けてさらなる事業展開が必要であると考えており、市民学芸員等の市民団体の方々の協力を得ながら市民協働事

業としても展開していきたい旨を答弁いたしました。

5ページになります。2点目は「事業を推進するうえでの、問題点や課題について」の質問に対し、令和2年度の再認定審査では、学校教育との連携、多様なジオツーリズムの在り方の検討などが課題として挙げられており、「基本計画」等を策定し事業を進めていることや、コロナ感染症の拡大でイベントの中止などで参加者が減少傾向にあり、ミニバスツアーの開催や、観光方面からの啓発普及、講座・教室への新規参加者の確保を図っていく旨を答弁いたしました。

6ページの3点目は、「学校教育と筑波山地域ジオパークの連携や取り組みについて」の質問に対し、アクションプランにおいて、具体的な活動内容、スケジュールや達成目標を定めて取り組んでおり、本市においても、令和3年度から、6年生の全学級で1時間の授業枠を設け、ジオと地域の関係を織り交ぜた内容の授業を実施し、地域の魅力を学ぶ機会を提供している旨を答弁いたしました。

再質問の中で、市のホームページ等で筑波山地域ジオパークのバナーが貼られていないとの指摘を受け、市のホームページと観光協会のホームページなどにバナーを張り付けるなど改善する旨を答弁いたしました。また、8月に開催された教職員向けの郷土学指導者講座に、本市からは教職員の参加がなかったことから、今後、積極的に参加するよう取り組んでいただきたい旨のご意見をいただきましたので、今後対応してまいります。

次にエ、設楽健夫議員からの質問では、5点の質問要旨があり、1点目は、「安全対策要望書項目における原因究明について何う」という質問です。

答弁としては、委託事業者が、通常の運行マニュアル、緊急時における学校との連携を含む連絡網を整備していたが、今回の乗り過ごし事案の対応についてまでの規定がなかったことが原因と考えており、今般、改めて教育委員会が中心となり、市内統一の運行マニュアル等を作成し、9月1日から運行を開始した旨を答弁しました。

2点目は、「再発防止へ、バス会社との運行契約における運行改善項目について何う」という質問に対し、作成した運行マニュアル等では、乗り過ごしに対する対応や緊急時などの連絡体制を共有し、乗降時の児童生徒の名簿を書面で受け取りすることや、児童については、停留所ごとの乗降確認を都度行うことで、乗り過ごし等を未然に防止し、今後は乗降名簿のデジタル化を検討していく旨を答弁いたしました。

3点目は、「乗下車チェックシート及び緊急対応マニュアルの運用について何う」という質問に対し、乗車児童生徒の名簿設置と乗降確認を行うとしたことにより、一定の成果が得られるものと認識しているが、関係者が、周知確認や研修等を適宜行い、また、実情に応じマニュアル等を適切に改良するなど再発防止に努めていく旨を答弁しております。

続きまして8ページの4点目は、「緊急（避難）対応カード」の運用と教職員の責任体制について何う」との質問に対し、市内の小中義務教育学校では、緊急時等の「引き渡しカード」の管理をしており、このカードをもとに、引き渡しを行うことになっていること。「管理職不在時を含む責任体制について」は、危機管理マニュアルの理念に基づき対応している旨を答弁しております。

5点目は、「安全対策保護者説明会の開催について何う」との質問に対し、市内統一のマニュアル等を作成したことを、保護者等へ通知するとともに教育委員会のホームページにも掲載し、併せて、説明会等の開催については、スクールバス調整委員会等の場で説明していく旨を答弁しております。

次に、9ページのオ、金子遥議員からの質問ですが、3点の質問要旨について、教育長に伺う質問がありました。

1点目として、「現在部活動の地域移行を進めるため、部活動指導員を外部人材に委託している市内の学校について伺う」という質問です。

答弁としては、令和4年度より市の会計年度任用職員として、霞ヶ浦中学校の陸上競技部で1名採用しており、他にも、外部指導者の希望はありましたが、人材の確保が難しく、現在は1名のみの採用となっている旨を答弁しております。

2点目として、「外部指導員の確保、委託先に対しての市の考えについて伺う」との質問に対しては、「教職員働き方改革推進委員会」の中で地域移行について検討しており、退職教職員への協力など、部活動指導員の令和5年度以降の確保に向けて話し合いを進めている旨を答弁しております。

3点目は、「今後想定される課題と対策について伺う」との質問に対し、県が想定した「地域移行パターン」を参考に、行政主導型など本市で実現可能な地域移行パターンを検討していくが、人材の確保が課題と考えており、学校ばかりではなく、教育委員会内でも協力し合いながら、人材の発掘、協力の依頼を進めていく旨を答弁しております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

説明は、以上です。

教 育 長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 特にございませんか。
無いようですので、議事に入ります。
報告第7号「かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 資料3ページをお願いします。
報告第7号「かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、標記の件について、かすみがうら市社会教育委員に関する条例第2条及び第6条の規定に基づき、別紙のとおり解職及び委嘱しました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

4ページをお願いします。

この解職者は、学校教育関係者の退職により起因したものです。委嘱者は、学校教育関係者の区分で、霞ヶ浦北小学校の学校長でございます。任期は、令和4年8月22日から令和5年5月31日までになります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第7号については、報告のとおり承認す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、報告のとおり承認されました。

次に、議案第32号「押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」から、議案第34号「押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について」は、関連する議案ですので、一括して議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長

今回提案する3議案は、市長部局で進めている「押印見直し及び行政手続オンライン化推進計画」に則り、押印や署名の廃止、省略を行うものです。本年3月定例教育委員会で議決をいただき、本年4月から規則、告示、訓令毎に特例施行していますものの、個別改正となるものです。

資料6ページをお願いいたします。議案第32号を説明させていただきます。「押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。なお、3議案とも提出日は令和4年9月27日となります。

7ページをお願いいたします。改正する規則は、第1条かすみがうら市教育委員会公印規則の一部、第2条かすみがうら市教育委員会の所管に属する職員のサービスの宣誓に関する規則の一部、第3条かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部、第4条かすみがうら市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則の一部、第5条かすみがうら市文化財保護条例施行規則の一部、第6条かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部について、その申請等に係る様式の「印」を削るものです。

令和4年10月1日からの施行で、あわせて本年4月から施行していた特例規則は廃止となります。

次に9ページをお願いいたします。議案第33号を説明させていただきます。「押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示について」、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

10ページをお願いいたします。改正する告示は、第1条かすみがうら市指定文化財等補助金交付要項の一部、第2条かすみがうら市スクールバス運行規程の一部について、その申請等に係る様式の「印」を削るものです。

令和4年10月1日からの施行で、あわせて本年4月から施行していた特例告示は廃止となります。

次に11ページをお願いいたします。議案第34号を説明させていただきます。「押印等の義務の見直しに伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について」、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

12ページをお願いいたします。改正する訓令は、第1条かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部、第2条かすみがうら市立学校処務規程の一部、第3条かすみがうら市立学校職員服務規程の一部、第4条かす

みがうら市学校給食運営協議会運営費補助金交付要綱の一部、第5条かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程の一部、第6条かすみがうら市自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部、第7条かすみがうら市教育委員会バス使用規程の一部、第8条かすみがうら市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部、第9条かすみがうら市社会教育主事の資格認定要綱の一部について、その申請等に係る様式の「印」を削るものです。

令和4年10月1日からの施行で、あわせて本年4月から施行していた特例訓令は廃止となります。

説明につきましては以上です。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 それでは、質疑が無いようですので、議案第32号から議案第34号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号から議案第34号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

田 澤 委 員 その前によろしいでしょうか。
前回の会議において、中島委員から質問があった内容について、生涯学習課長からの回答を、最初をお願いしたいと思います。

教 育 長 では、生涯学習課長お願いいたします。

生涯学習課長 はい、前回の中島委員からの2点の質問について、お答えいたします。
まず1点目、「社会教育担当の青少年相談員の巡回指導について、巡回指導の内容を伺う」また、「これまで巡回指導をした日数と青少年に指導した内容を伺う」でございます。

前回と答弁が重なりますが、巡回指導とは、青少年、中・高生が集まるような店舗や場所に、相談員が巡回して指導をするもので時間帯は18時頃になります。対応人数は参集状況で異なりますが、概ね1班から数班に編成して、巡回場所の近くに集合して、徒歩で行動をするものです。集合場所から訪問店舗が遠い場合は各自車で移動します。

指導日数は、本年度は9月15日現在、巡回指導日数は7日間で訪問店舗数は15店、そのうち青少年に指導をした件数は0件です。青少年への指導の実績がないため、指導内容はありません。

続きまして2点目、「歴史博物館事業における、ジオパーク講座名を「ひらがな」で表示する理由について伺う」でございます。

前回、子ども向けとお答えしましたが、改めてご報告いたします。

従来のジオパーク講座は、高齢者の参加が比較的に多いため、小学生や親子の参加者を増やす事を目的として、子供が親しみやすいよう、講座の

教材にイラストを使い、クイズ形式で専門用語などが入らないように工夫しています。難しくない・楽しい雰囲気考虑したタイトル名として、すべて、「ひらがな」にしております。

回答は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

2点ほどございましたが、中島委員、よろしいでしょうか。

中 島 委 員

はい、ありがとうございます。

教 育 長

それでは、事業報告及び事業計画について、学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田義務教育学校地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

坂 本 委 員

さきほど、先月の中島委員の質問に生涯学習課長からお答えいただいたかと思いますが、講座や活動の名称について、それぞれ思い入れがあって、いかに市民に浸透していくかを考えて作られているのだなと感じました。マナビィかすみがうらの第2号を見ていると、表題の色を変えているのは主催が違うということかと思いますが、活動の名称が何をやるのかがわかりやすいタイトルになっているものと、会の名前がそのまま載っているものがございます。こちらの内容は、主催の会から出されたものが、そのまま活動の名称として掲載されているということになるのでしょうか。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

坂 本 委 員

掲載にあたり、人が集まるような題にしましょうなどの、事務局からの助言は必要なく、こういう会があるよ、というおしらせの内容でよろしい

のでしょうか。

生涯学習課長 この題には団体名そのものを使わせていただいています、掲載内容は団体の代表者と市の担当者が協議した内容でございます。

坂本委員 わかりました、ありがとうございます。

生涯学習課長 その他の講座名も、市が関係するものはわかりやすく、親しみやすいものになるようにしています。

教育長 ありがとうございます。
その他、ございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いいたします。

学校教育課長 それでは学校教育課より、報告させていただきたいと思えます。
今回の議案の配布に併せまして、一連のスクールバス関係の要望に関する報告書を送付させていただきました。こちらにつきまして、ご説明させていただきます。

前回提示しました報告書の内容について、事実関係の一部に相違があるということで、要望者側から意見があり、再度作り直した内容でございます。報告書の内容については、保護者からの要望4点のほかに、「はじめに」と「終わりに」を含めた、6項目となります。

「はじめに」においては、令和4年7月1日に、1年生の児童を指定停留所以外の場所で降車させる事件が発生し、一歩間違えれば大きな事件になってしまったところであり、学校と教育委員会が一体となって反省すべきところは反省し、今後こう言った事件を起こさないように努めてまいります、と記載しております。

要望事項1点目の「経過」については、事件発生時の16時2分のスクールバスの発車から、近隣の住民が児童を発見し、児童の保護者へ引き渡すまでの経過を、時系列にまとめたものでございます。

その中での問題点を、要望書の2点目「原因究明」として取りまとめたのが、2ページ目からの内容となっております。

また3点目の再発防止策については、さきほどの問題点对策にも記載してございますが、2学期のスタートである9月1日から、市内統一のスクールバス運行マニュアル等を作成し、こちらを周知徹底して進めていくこと、また各校との情報共有と、内部研修等を行い、共通理解・意識の醸成を進めていくということで、とりまとめております。

4点目が、保護者への説明としまして、2学期から始まるスクールバスの利用に関する変更事項の通知と、運行マニュアルをホームページへ掲載したこと、さらにはスクールバス調整委員会等において保護者代表に説明していく旨を記載しております。

また、最後のまとめで「終わりに」として、今回の事案での当該児童および保護者に対しての心からのお詫びと、事後の不十分な対応について反省し、今後はこのようなことがないように対応していくことを記載いたします。また、今回の事案を深く受け止め、教育委員会が主体となって学校及びスクールバス事業者と連携し、再発防止に努めていくことのほか、内

部研修や必要に応じたマニュアル改善を継続的に進め、取り組みを確実に実行することを、約束しております。

再発防止として、9月1日から新しいマニュアルでの運行が開始したところですが、現在のところ、運行状況に大きなトラブルもなく、順調に推移している状況でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明に対して、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、ございましたらお願いします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。次回の教育委員会10月定例会は、令和4年10月25日(火曜日)午前9時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会9月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時05分

- 10 議決事項 報告第 7号について承認
議案第32号について可決
議案第33号について可決
議案第34号について可決